

## 米子市監査委員告示第7号

### 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年7月16日

米子市監査委員 住 田 篤 美  
米子市監査委員 陶 山 晃  
米子市監査委員 安 田 篤

#### 1 監査の対象

建築指導課

#### 2 監査の範囲

主として平成25年4月1日から平成26年3月末日までに執行された財務に関する事務

#### 3 監査期日

平成26年5月27日

#### 4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・笠谷悦子

#### 5 監査対象の概要

建築指導課の組織は別図のとおりで、主な担当業務は次のとおりである。

- (1) 建築物等の確認に関すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第4条第2項の規定により特定行政庁として処理すべき事務に関すること。
- (3) 建築審査会に関すること。
- (4) 地区計画の区域内における建築物の制限に関すること（都市計画課の所掌に属する事項を除く。）。
- (5) 娯楽・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関すること（都市計画課の所掌に属する事項を除く。）。

- (6) 米子境港都市計画大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関する事。
- (7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関する事（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）により市が処理することとされたものを含む。）。
- (8) 住宅金融支援機構受託業務に関する事。
- (9) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関する事。
- (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関する事。
- (11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づき所管行政庁として処理すべき事務に関する事。
- (12) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良地区内における建築行為等の許可に関する事。
- (13) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）に基づく拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可に関する事。
- (14) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づく被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可に関する事。
- (15) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく事務に関する事。
- (16) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業施行地区内における建築行為等の許可及び施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内における建築の許可に関する事。
- (17) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく事務に関する事。
- (18) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）に基づくマンションの建替えに係る組合の設立の認可及び個人が施行するマンションの建替事業の認可に関する事。
- (19) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に係る事務に関する事。

- (20) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）に基づく事務に関すること。
- (21) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）に基づく事務に関すること。
- (22) 危険家屋対策の推進に関すること。

また、平成25年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成26年3月末日現在）は別表のとおりであった。

## 6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

## 7 監査の方法

関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

## 8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

### (1) 予算の執行と経理事務

- ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。
- イ 旅行に関する事務については、旅行命令簿及び出張復命書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、今後、適正に処理すること。
- ウ 手数料の収入に関する事務については、適正に処理されていた。
- エ 国庫補助金の収入に関する事務については、適正に処理されていた。
- オ 県補助金の収入に関する事務については、適正に処理されていた。
- カ 雑入の収入に関する事務については、適正に処理されていた。
- キ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 使用料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 負担金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 補助金の交付事務については、適正に処理されていた。
- サ 賠償金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

シ 時間外勤務手当等に関する事務については、時間外勤務手当の支給対象時間数に違算はなかったが、時間外勤務等命令簿及び勤務簿において、記入すべき事項を記入していないもの及び鉛筆書きによるものが散見したので、今後、適正に処理すること。

(2) 公有財産の管理事務

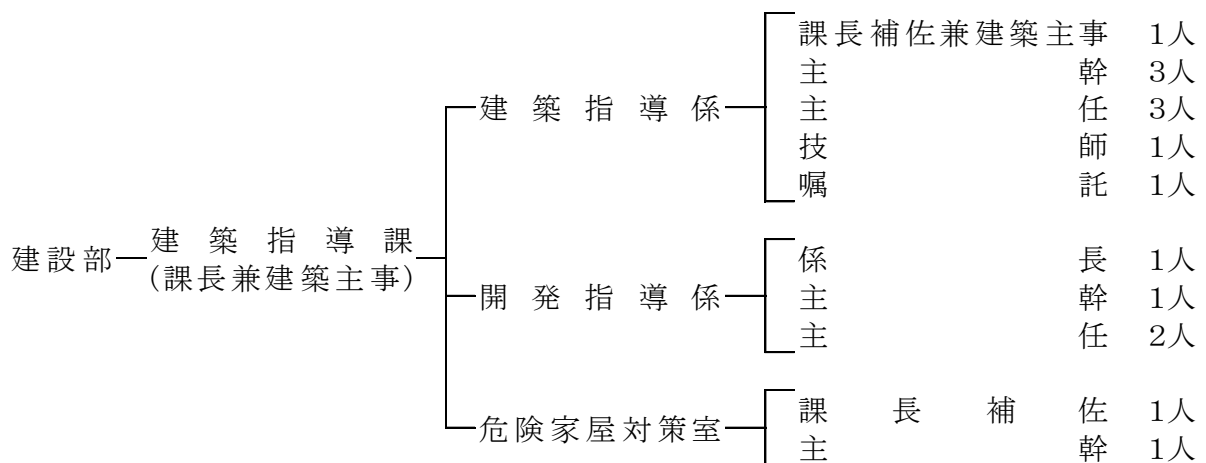
公有財産台帳の整備に関する事務については、建築指導課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理に関する事務

ア 備品の管理に関する事務については、個別備品データ一覧表を基に、全品目を現品と照合した結果、符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、施錠することができる場所に保管されておらず、また、郵便切手類出納（受払）簿の記入において、鉛筆書きによるものが散見したので、今後、適正に処理すること。

別 図 組織図



別 表 平成 2 5 年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成 2 6 年 3 月末日現在)

歳 入

(単位;円.パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
土 木 手 数 料	10,348,000	9,135,030	9,134,680	350	88.3	100.0
土木費国庫補助金	23,204,000	6,540,000	0	6,540,000	0.0	0.0
土木費県補助金	12,852,000	4,520,000	0	4,520,000	0.0	0.0
雑 入	12,000	12,620	6,370	6,250	53.1	50.5
合 計	46,416,000	20,207,650	9,141,050	11,066,600	19.7	45.2

歳 出

(単位;円.パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 額 支 行 為	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
都市計画総務費	15,201,000	15,140,612	15,109,457	91,543	99.4	99.8
建 築 指 導 費	151,658,000	116,879,526	114,769,049	36,888,951	75.7	98.2
合 計	166,859,000	132,020,138	129,878,506	36,980,494	77.8	98.4

※繰越額を含む。